

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年9月30日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・
サービス・リミテッド
(Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 グレン・ソープ
(Glenn Thorpe)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、セント・スティーブンス・グリーン
47 49
(47-49 St Stephen's Green, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）
- ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
(GOLDMAN SACHS UNIT TRUST (IRELAND))
- GOLDMAN SACHS US\$ FUND)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド受益証券100億アメリカ
合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ド
ル」という。）（約1兆687億円）を上限とする。
（注）米ドルの円貨換算は、2020年4月30日現在の株式会社三菱U
F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87
円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2020年6月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により追加訂正するため、また、投資リスクの参考情報等を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

() 半期報告書提出による訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	3 . 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加 または 更新
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 株式資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)(Goldman Sachs Unit Trust (Ireland))(以下「ファンド」という。)は、現在、ゴールドマン・サックス・米ドルファンド(Goldman Sachs US\$ Fund)(以下「米ドル・ポートフォリオ」という。)の1つのポートフォリオから成る。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2020年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
外国投資法人 (ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド)	アイルランド	403,115,003	100.04
現金・預金・その他資産(負債控除後)		- 162,628	- 0.04
合計(純資産総額)		402,952,375 (42,149百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.60円)による。

[次へ](#)

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(2020年7月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	数量 (口数)	取得原価(ドル)		時価(ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド	アイルランド	外国投資法人	403,115,004	1.00	403,115,004	1.00	403,115,004	100.04

() 投資不動産物件

該当事項なし(2020年7月末日現在)。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2020年7月末日現在)。

[次へ](#)

(2) 運用実績

純資産の推移

2020年7月末日以前1年間の各月末の純資産の推移は次の通りである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2019年8月末日	396,882	41,514	0.01	1.0460
9月末日	439,753	45,998	0.01	1.0460
10月末日	407,629	42,638	0.01	1.0460
11月末日	404,543	42,315	0.01	1.0460
12月末日	393,779	41,189	0.01	1.0460
2020年1月末日	416,820	43,599	0.01	1.0460
2月末日	454,130	47,502	0.01	1.0460
3月末日	396,146	41,437	0.01	1.0460
4月末日	392,903	41,098	0.01	1.0460
5月末日	387,828	40,567	0.01	1.0460
6月末日	406,325	42,502	0.01	1.0460
7月末日	402,952	42,149	0.01	1.0460

分配の推移

期間	分配金(注)
直近の1年間 (2019年8月1日 - 2020年7月31日)	1口当たり0.000083米ドル(0.008682円)

(注) 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額である。

収益率の推移

期間	収益率(注)
直近の1年間 (2019年8月1日 - 2020年7月31日)	0.83%

(注) ファンドは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の当該期間中における合計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の期間末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

2 販売及び買戻しの実績

2020年7月31日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2020年7月31日現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
直近の1年間 (2019年8月1日 - 2020年7月31日)	73,153,384,842 (73,153,384,842)	74,222,380,007 (74,222,380,007)	40,295,237,511 (40,295,237,511)

(注) ()内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

< 参考情報 >

投資有価証券の主要銘柄 (2020年7月末日現在)

銘柄名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$レジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
国名	アイルランド
種類	外国投資法人
投資比率(%)	100.04

実質的な上位10銘柄 (2020年7月末日現在)

順位	銘柄名	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2020年9月3日	10.77
2	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2020年9月10日	7.21
3	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	政府発行債	0.15	2020年10月31日	6.25
4	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2020年10月6日	4.64
5	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2020年8月20日	4.59
6	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2020年8月25日	4.58
7	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2020年10月22日	3.78
8	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2020年8月11日	3.29
9	BNP PARIBAS, S.A. RP	買戻条件付取引	0.10	2020年8月25日	2.94
10	UNITED STATES DEPARTMENT OF THE TREASURY	米国債	0.00	2020年12月22日	2.86

●上記は、US\$マスター・ファンドへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄の比率です。

純資産総額および7日間平均年換算利回り(税引前)の推移



分配の推移 (1口当たり、税引前)

会計年度	分配金(米ドル)
第12会計年度(2010年1月1日-2010年12月31日)	0.000001
第13会計年度(2011年1月1日-2011年12月31日)	0.000001
第14会計年度(2012年1月1日-2012年12月31日)	0.000001
第15会計年度(2013年1月1日-2013年12月31日)	0.000001
第16会計年度(2014年1月1日-2014年12月31日)	0.000001
第17会計年度(2015年1月1日-2015年12月31日)	0.000001
第18会計年度(2016年1月1日-2016年12月31日)	0.000018
第19会計年度(2017年1月1日-2017年12月31日)	0.000073
第20会計年度(2018年1月1日-2018年12月31日)	0.000139
第21会計年度(2019年1月1日-2019年12月31日)	0.000172
直近1年累計(2020年7月末日まで)	0.000083
設定来累計(2020年7月末日まで)	0.003271

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
- 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額です。
- 設定来累計は、四捨五入のため各会計年度の分配金の合計と一致しない場合があります。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2020年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=104.60円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
 財政状態計算書（未監査）
 2020年6月30日現在

	注記	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c) , 6	406,449,323	42,514,599	393,623,251	41,172,992
未収収益	3 (b)	111,063	11,617	570,593	59,684
その他の資産		5,824	609	-	-
資産合計		<u>406,566,210</u>	<u>42,526,826</u>	<u>394,193,844</u>	<u>41,232,676</u>
負債					
未払分配金	10	81	8	25,204	2,636
未払管理会社報酬	7	3,231	338	6,662	697
未払投資顧問報酬	7	37,352	3,907	133,216	13,934
未払管理事務代行報酬	7	15,160	1,586	12,734	1,332
未払受託報酬	7	11,663	1,220	8,376	876
未払販売報酬	7	40,447	4,231	69,742	7,295
未払代行協会員報酬	7	19,615	2,052	20,393	2,133
未払名義書換事務代行報酬	7	-	-	49,616	5,190
未払監査報酬		7,967	833	17,035	1,782
未払弁護士報酬		40,171	4,202	20,208	2,114
未払印刷費		63,381	6,630	42,753	4,472
その他の負債		2,409	252	8,881	929
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		<u>241,477</u>	<u>25,258</u>	<u>414,820</u>	<u>43,390</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	8 , 9	<u>406,324,733</u>	<u>42,501,567</u>	<u>393,779,024</u>	<u>41,189,286</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
 包括利益計算書（未監査）
 2020年6月30日終了期間

	注記	2020年6月30日終了期間		2019年6月30日終了期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取配当金および受取利息	3 (b)	1,827,241	191,129	4,564,203	477,416
投資純収益		<u>1,827,241</u>	<u>191,129</u>	<u>4,564,203</u>	<u>477,416</u>
費用					
管理会社報酬	7	20,322	2,126	18,637	1,949
投資顧問報酬	7	313,942	32,838	372,705	38,985
管理事務代行報酬	7	15,135	1,583	15,152	1,585
受託報酬	7	9,972	1,043	9,972	1,043
販売報酬	7	313,942	32,838	372,704	38,985
代行協会員報酬	7	40,644	4,251	37,267	3,898
名義書換事務代行報酬	7	56,222	5,881	50,181	5,249
監査報酬		7,755	811	8,561	895
弁護士報酬		23,070	2,413	49,283	5,155
印刷費		24,917	2,606	15,176	1,587
その他の費用		3,424	358	2,881	301
費用合計		<u>829,345</u>	<u>86,749</u>	<u>952,519</u>	<u>99,633</u>
投資顧問報酬 / 販売報酬放棄額	7	-	-	-	-
運用費用合計		<u>829,345</u>	<u>86,749</u>	<u>952,519</u>	<u>99,633</u>
運用利益		<u>997,896</u>	<u>104,380</u>	<u>3,611,684</u>	<u>377,782</u>
財務費用					
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	10	(997,896)	(104,380)	(3,611,684)	(377,782)
財務費用合計		<u>(997,896)</u>	<u>(104,380)</u>	<u>(3,611,684)</u>	<u>(377,782)</u>
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		-	-	-	-

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に表示されているもの以外に、利益または損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書（未監査）
2020年6月30日終了期間

	注記	2020年6月30日終了期間		2019年6月30日終了期間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		393,779,024	41,189,286	454,841,007	47,576,369
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	472,886,744	49,463,953	253,461,203	26,512,042
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(460,341,035)	(48,151,672)	(325,120,450)	(34,007,599)
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		406,324,733	42,501,567	383,181,760	40,080,812

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）のサブ・ファンド
 財務書類に対する注記（未監査）
 2020年6月30日終了期間

1. 組織

ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託である。アイルランド中央銀行は、2011年欧州共同体規則（譲渡性のある有価証券への集団投資事業）（改正済）（以下「UCITS規則」という。）に基づき、ファンドを認可した。

ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド（以下「GSAMFSL」という。）を管理会社に任命している。管理会社が請け負い、権限を委任する機能については、重要な契約および関連当事者の注記を参照のこと。

ファンドは、信託証書に従って、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ダブリン支店（以下「受託会社」という。）をファンドの受託会社に任命している。

2020年6月30日現在、ファンドは1つのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・米ドルファンド（以下「ポートフォリオ」という。）を保有しており、このポートフォリオはその資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の表に詳述されているマスター・サブ・ファンドに投資している。

ポートフォリオ	通貨	マスター・サブ・ファンド	ポートフォリオの運用開始日
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド（以下「ポートフォリオ」という。）	米ドル	ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド-Xディストリビューション・クラス	1999年4月30日

マスター・サブ・ファンドは、アイルランド法に基づき組成された有限責任のオープン・エンド型投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドであり、かつ、UCITSとしてアイルランド中央銀行により認可されている。マスター・サブ・ファンドの年次報告書および半期報告書、ならびに監査済財務書類および中間財務書類は、管理事務代行会社から入手することができる。

2. 投資目的

ポートフォリオの主な投資目的は、英文目論見書および英文目論見書の関連する補足書類に詳述されている。

3. 重要な会計方針

(a) 財務書類の作成基準

ファンドは、財務報告基準第102号（以下「F R S 第102号」という。）「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を適用している。

本財務書類はファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。管理会社の取締役は、この通貨がファンドの対象となる取引、事象および状況による経済的影響を最も正確に示すものとみなしている。

本財務書類の作成は、F R S 第102号、1990年ユニット・トラスト法で構成されるアイルランド制定法およびU C I T S 規則に従っている。本財務書類は、取締役がファンドは予測可能な将来にわたって事業活動を行う存在として継続可能と考えているため、継続企業の前提に基づき作成されている。

本財務書類の作成にあたり、管理会社の取締役は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。管理会社の取締役が公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定を行うことを要求された場合については、財政状態計算書の負債項目および注記4を参照のこと。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な外観を提供する財務書類の作成において適用される会計基準であるF R S 第102号は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、財務報告評議会により発行されたものである。

本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、純損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、F R S 第102号セクション3「財務諸表の表示」に含まれているものを適用しているため、管理会社は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの事業の性質をより適正に反映していると考えている。管理会社は、上記の点が変更された本財務書類は、1990年ユニット・トラスト法によって要求される情報を提供していると考えている。

(b) 投資取引および関連投資収益ならびに運用費用

投資取引は取引日基準で計上される。実現損益は加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は当該投資の期間にわたり計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、当該投資の期間にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税（もしあれば）控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資および評価

企業は、F R S 第102号に基づき、すべての金融商品の会計処理について、以下のいずれかを適用することが要求されている。（a）F R S 第102号のセクション11「基本金融商品」およびセクション12「その他の金融商品に関する事項」のすべての要件、（b）欧州連合において使用が選択された国際会計基準（以下「I A S」という。）第39号「金融商品：認識および測定」（以下「I A S 第39号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件、（c）国際財務報告基準（以下「I F R S」という。）第9号「金融商品」（以下「I F R S 第9号」という。）の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件。ファンドは、I A S 第39号の認識および測定に係る規定、ならびにセクション11およびセクション12の開示要件を適用することを選択している。

分類

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産もしくは金融負債は、売買目的保有に分類された、または純損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産もしくは金融負債である。売買目的保有に分類された金融投資には、集団投資スキームがある。

純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産には、未収金が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定しない金融負債には、未払金および買戻可能受益証券から生じる金融負債が含まれる。

認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識している。金融資産および金融負債の購入および売却は取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、またはファンドが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

公正価値測定の原則

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は I A S 第39号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は、取引価格で当初計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損(もしあれば)控除後の取得原価で計上される。純損益を通じて公正価値で測定する以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残存価額に対する投資家の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って算定される。

(1) 集団投資スキームに対する持分

UCITS 集団投資スキーム等のオープン・エンド型集団投資スキームへの投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、マスター・サブ・ファンドの評価方針に従いマスター・サブ・ファンドが提供する1口当たり純資産価格に基づいている。

(2) すべての有価証券

第三者の値付機関もしくはディーラーから時価が入手できない、または取引値が著しく不正確であると判断される場合、当該投資の公正価値は評価技法を用いて算定される。評価技法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資有価証券の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

かかる有価証券およびデリバティブは、評価者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。評価者は管理会社によって任命される。2019年6月30日終了期間における評価者はゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、評価はゴールドマン・サックス・コンシューマー・アンド・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ(以下「CIMDコントローラーズ」という。)によって実施された。

投資は、一般的に公正妥当と認められている会計原則に従い評価されており、公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定の使用が要求される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値の算定に評価者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、公正価値に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クロージング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の除却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣性項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益/(損失)または未実現投資利益/(損失)の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金宣言額は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能参加受益証券

ファンドが発行したすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるファンドの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供している。

F R S 第102号セクション22「負債および資本」に準拠して、かかる受益証券は、買戻価額で財政状態計算書に金融負債として分類されている。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

4. 評価者が算定した評価額

2020年6月30日および2019年12月31日現在、公正価値を算定するために見積りおよび仮定が利用された資産はなかった。

5. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランドの税金を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランドの税金を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、または受益証券の現金化、買戻しもしくは譲渡、受益証券の処分もしくは解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、その旨の関連宣言書をファンドに提出した者、および

(b) 一定のアイルランドの税金の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提出した者

以下は、課金事象に含まれない。

() アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済清算システムにおいて保有される受益証券に関する取引

() ファンドの受益者への支払いが行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換

() ファンドの適格な統合または再構築によって生じる、他のファンドとの受益証券の交換、または

() 配偶者や元配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられる可能性があり、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が所在する国の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ファンドの純資産価額(以下「NAV」という。)に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

F R S 第102号セクション34の修正に従って、ファンドは、測定を行うにあたり使用されたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求されている。公正価値ヒエラルキーのレベルは以下のとおりである。

レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における無調整の公表価格。

レベル2 - 活発でない市場における公表価格、または重要なインプット(類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限定されない)が直接的または間接的のいずれかにかかわらず観測可能な金融商品。公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定が含まれることがある。

レベル3 - (公正価値測定の算定にあたり評価者の仮定も含めた)重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、FRS第102号に従って公正価値で測定する金融商品の内訳を示している。

2020年6月30日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資有価証券 - 買建	406,449,323	-	-	406,449,323
合計	406,449,323	-	-	406,449,323

2019年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資有価証券 - 買建	393,623,251	-	-	393,623,251
合計	393,623,251	-	-	393,623,251

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

注記1に要約されているとおり、ファンドはザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全所有間接子会社であるGSAMFSLを管理会社に任命している。GSAMFSLは、日次で計上され、通常は毎月後払いで支払われる年間管理報酬を受領する資格を有している。当期において管理会社が稼得した金額は20,322米ドル(2019年6月30日:18,637米ドル)であった。

投資顧問会社および副投資顧問会社

管理会社はファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」という。）をファンドの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、日次で計上され、通常は毎月後払いで支払われる年間報酬を受領する資格を有している。

当期中の実効年率は、以下のとおりであった。

	2020年6月30日	2019年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	0.16%	0.20%

2020年6月30日および2019年6月30日終了期間における投資顧問報酬は、以下のとおりであった。

	2020年6月30日		2019年6月30日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	313,942米ドル	ゼロ米ドル	372,705米ドル	ゼロ米ドル

ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資に関して、マスター・サブ・ファンドが負担することとなっている年間の報酬および費用の総額は、0.05%を上限としている。米ドル・クラスに関して支払うべき投資運用報酬はない。

投資顧問会社および受託会社の報酬および費用ならびにマスター・サブ・ファンドの通常の運用および管理費用のポートフォリオの負担分を含む経常費用の総額は、現在、自主的に限度が設けられており、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額（以下「NAV」という。）の年率0.70%を上限としている。

投資顧問会社は、ポートフォリオに関してプラスの正味利回りの維持を図るという自主的な方針に従っている。これは報酬の放棄および費用の払戻し等のさまざまな形式を通じて達成される。プラスの利回り目標は、投資顧問会社の裁量によりその時々で異なる可能性があり、かかる情報はポートフォリオの実際もしくはおおよその利回りを反映する手法でポートフォリオの受益者または一般に報告される可能性がある。利回り目標は、保証、パフォーマンスの保証または元本の保護とは解釈されない。ファンドの英文目論見書は、ポートフォリオの主要な投資リスク等の詳細を提供している。

包括利益計算書および財政状態計算書における投資顧問報酬／販売報酬放棄額は、費用の上限を設けた結果として放棄した金額、および／またはプラスの正味利回りを維持するために結果として放棄した金額により構成されている。

管理会社の取締役の報酬

バーバラ・ヒーリー氏、ニック・フィリップス氏およびビクトリア・バリー氏は独立取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はない。管理会社は、独立取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対して年間報酬を支払う。

トム・フィッツジェラルド氏、ヒューゴ・マクニール氏、ジャッキー・オコナー氏およびグレン・ソープ氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドまたは管理会社から報酬を受け取っていない。

管理事務代行会社

管理会社は、BNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）をファンドの管理事務代行会社に任命している。管理事務代行会社は、NAVの計算および財務書類の作成を含むファンドの業務の管理事務に対する責任を負っている。管理事務代行会社は、その業務に対してファンドの資産から通常は毎月後払いで報酬を受領する。

2020年6月30日終了期間において、ファンドに関する管理事務代行報酬は、15,135米ドル（2019年6月30日：15,152米ドル）であった。

受託会社

ファンドは、信託証書に基づき、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV、ダブリン支店をポートフォリオの受託会社に任命している。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとに保管されているポートフォリオの全資産の保護預りを行っている。受託会社は、その業務に対してファンドの資産から通常は毎月後払いで報酬を受領する。

2020年6月30日終了期間において、ファンドに関する受託報酬は、9,972米ドル（2019年6月30日：9,972米ドル）であった。

販売会社および代行協会員

ファンドは管理会社を主たる販売会社に任命し、主たる販売会社は副販売会社を任命および監督している。GSAMFSLは、日本における販売会社として直接業務を行う、または1社もしくは複数の日本における販売会社を任命することができる。GSAMFSLは、ゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に任命している。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本における代行協会員に任命している。

ファンドは、日本における販売会社および代行協会員に対し、ファンドの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々のNAVに対する一定の年率で報酬を支払う。当期中の実効年率は、以下のとおりであった。

	2020年6月30日	2019年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド		
販売報酬	0.16%	0.20%
代行協会員報酬	0.02%	0.02%

2020年6月30日および2019年6月30日終了期間における販売会社報酬および代行協会員報酬は、以下のとおりであった。

	2020年6月30日		2019年6月30日	
	報酬合計	放棄額	報酬合計	放棄額
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド				
販売報酬	313,942米ドル	ゼロ米ドル	372,704米ドル	ゼロ米ドル
代行協会員報酬	40,644米ドル	ゼロ米ドル	37,267米ドル	ゼロ米ドル

名義書換事務代行会社

管理会社は、管理会社とRBCインベスター・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「名義書換事務代行会社」という。)との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、同社をファンドの登録・名義書換事務代行会社に任命している。名義書換事務代行会社がファンドに提供する日々の業務には、申込および買戻し注文の受付および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録簿の維持が含まれる。名義書換事務代行会社は、ファンドの純資産から四半期毎の後払いで報酬を支払われる。当期において名義書換事務代行会社が稼得した金額は56,222米ドル(2019年6月30日:50,181米ドル)であった。

評価者

2020年6月30日終了期間および2019年12月31日終了年度において、管理会社の取締役は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーを評価者の代理人に任命しており、評価はCIMDコントローラーズによって実施された。注記4も併せて参照のこと。

8. 資本

ポートフォリオの最低当初申込額は10.00米ドルである。最低継続投資額は0.01米ドルである。日本におけるすべての販売会社は、その裁量により、これらの額を上回る最低当初申込額および最低継続投資額を設定することができる。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ポートフォリオは必要に応じて買戻しに應じるための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行受取額を適切な投資有価証券に投資している。ポートフォリオの受益証券は請求により日々買戻される。

以下の表は、ポートフォリオの受益証券の変動を要約したものである。

	2019年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2020年6月30日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド				
米ドル受益証券（分配型）	39,377,902,359	47,288,674,449	(46,034,103,487)	40,632,473,321

	2018年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2019年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド				
米ドル受益証券（分配型）	45,484,100,740	53,933,160,782	(60,039,359,163)	39,377,902,359

9. 純資産価額（NAV）

以下の表は、ポートフォリオのNAVおよび受益証券1口当り純資産価格を要約したものである。

	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
	NAV	受益証券1口当り 純資産価格	NAV	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド				
米ドル受益証券（分配型）	406,324,733米ドル	0.01米ドル	393,779,024米ドル	0.01米ドル

	2018年12月31日現在	
	NAV	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル ファンド		
米ドル受益証券（分配型）	454,841,007米ドル	0.01米ドル

10. 分配金

ファンドは、ポートフォリオの投資純収益があれば、実質的にすべてを配当金として宣言し、ポートフォリオの受益者に少なくとも年1回支払う予定である。ポートフォリオの投資に係るキャピタル・ゲインおよび実現為替差益の純額はポートフォリオが留保する見込みである。

ポートフォリオが分配した配当金は、現金で支払われるか、または当該配当金の宣言日現在の受益証券の純資産価格でポートフォリオの受益証券に再投資される。

以下の表は、ポートフォリオが宣言した配当金を要約したものである。

	2020年6月30日	2019年6月30日
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	997,896米ドル	3,611,684米ドル

11. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ポートフォリオは、ポートフォリオの資産のすべてまたは実質的にすべてをマスター・サブ・ファンドに投資している。

マスター・サブ・ファンドを通じたポートフォリオの投資活動により、ポートフォリオは、金融投資ならびにポートフォリオおよびマスター・サブ・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスク（以下「投資リスク」という。）にさらされている。

ポートフォリオの投資ポートフォリオは、期末日現在、集団投資スキームから構成されている。管理会社の取締役は、ポートフォリオの投資リスクを管理するために投資顧問会社を任命している。マスター・サブ・ファンドを通じてポートフォリオがさらされる金融リスクのうちで主要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

マスター・サブ・ファンドの資産配分は、マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。マスター・サブ・ファンドの投資目的の達成は、リスクを伴うものである。マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、マスター・サブ・ファンドのリスク管理方針に従ってモニターされる。

ポートフォリオに関連して採用されているリスク管理方針の概要は、以下のとおりである。

(a) 市場リスク

ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資の公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- () 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートのボラティリティの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- () 金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率および信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- () その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、投資の公正価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

マスター・サブ・ファンドの市場リスク戦略はマスター・サブ・ファンドの投資リスクとリターン目標によって決定される。

市場リスクは、リスク予算編成方針の適用を通じて管理されている。マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定(すなわち見通し)トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社を選択した市場リスクについて独立してモニタリング、分析および報告を行う責任を負っている。IMD MRAは、感応度を含め、市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、半年に1回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のポートフォリオの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表において開示されている。

・ 通貨リスク

ポートフォリオが投資するマスター・サブ・ファンドは、当該ポートフォリオの機能通貨建て資産にのみ投資しているため、通貨リスクに対するエクスポージャーを有していない。

・ 金利リスク

ポートフォリオが投資するマスター・サブ・ファンドは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、マスター・サブ・ファンドの投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現在の金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポン・レートおよび満期日とあわせてマスター・サブ・ファンドの投資有価証券明細表に開示されている。

期末日現在、ポートフォリオの唯一の投資先は、マスター・サブ・ファンドであった。マスター・サブ・ファンドは、満期日までの加重平均最長期間が60日間のマネー・マーケット・ファンドである。基礎となるマスター・サブ・ファンドに対する投資の性質上、マスター・サブ・ファンドのNAVは金利およびその他の市況の変動に対して非常に感応度が低いと予想されている。しかし、基礎となるマスター・サブ・ファンドの利回りは、オーバーナイトレートおよび他の現在のマネー・マーケットのベンチマークの変動と一致して変動すると予想している。

・その他の価格リスク

その他の価格リスクとは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券もしくはその発行体に固有の要因、または市場における金融投資に影響を及ぼす他の何らかの要因により発生する。

ポートフォリオの集団投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用される集団投資スキームの評価方針に従い集団投資スキームが提供する1口当り純資産価格に基づいている。集団投資スキームの資産は、一般的に独立した第三者の管理事務代行会社またはその他のサービス提供会社により評価されると予想されるが、集団投資スキームの一部の有価証券またはその他の資産は、容易に確認することができる市場価格がない状況が発生する可能性がある。そのような場合、関連する集団投資スキームの管理会社は、かかる有価証券または金融商品の評価を要求される可能性がある。

ポートフォリオは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてマスター・サブ・ファンドの投資顧問会社によって管理される。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ポートフォリオが現金またはその他の金融資産の受渡しによって決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下するおそれがあるのは、担保付および/もしくは無担保の資金調達源を確保できない場合、資産を売却できない場合、または予測できない現金もしくは担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、またはポートフォリオもしくは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ポートフォリオの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資は、ポートフォリオにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これには、ポートフォリオが受益者に申し出る買戻日より買戻しの頻度が低くなるが含まれる。

ポートフォリオは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。ポートフォリオは、通常の流動性のニーズを満たすのに十分であると投資顧問会社が判断した流動性の高い投資を含めるよう管理されているが、ポートフォリオの受益証券の大規模な買戻しによって、ポートフォリオは通常の買戻し資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速に投資を流動化することが要求される可能性があり、その関係でポートフォリオが取得した基礎となる投資の流動性が変動してポジションにマイナスの影響を与える可能性がある。買戻しに応じるために流動性の高い資産をさらに売却した場合、これらの要因により、買戻される受益証券の価値、残存する受益証券の評価およびポートフォリオの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ポートフォリオの英文目論見書は、受益証券を日々発行し、日々買戻しを行うことを規定している。ポートフォリオは、そのため、受益者の買戻しに応じるための流動性リスクを負っている。

2020年6月30日現在、ポートフォリオのマスター・サブ・ファンドへの投資は、マスター・サブ・ファンドの純資産の0.65%（2019年6月30日現在：0.96%）を占めている。

以下の表は、ポートフォリオの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド

2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
受益者 1	39.90%	受益者 1 ¹	44.40%
受益者 2 ¹	22.70%	受益者 2 ¹	23.31%
受益者 3 ¹	12.06%	受益者 3 ¹	11.70%
受益者 4	10.64%	その他の受益者 ¹	20.59%
その他の受益者	14.70%	合計	100.00%
合計	100.00%		

1 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2020年6月30日の受益者1は2019年12月31日の受益者1と同一ではない可能性がある。

2020年6月30日および2019年12月31日現在、すべての金融負債は期末から3ヶ月以内に支払期限の到来するものであった。

受益者から一時期に集中した大量の買戻請求があった場合、ファンドは、買戻しの資金に充てるために現金を調達する目的で、また縮小した資産基盤を適切に反映したポートフォリオを実現する目的で、本来であれば望ましい時期よりも迅速に一定の投資対象を清算する必要に迫られることがある。大量の買戻請求により、ファンドの投資プログラムの実行を成功させる投資顧問会社の能力は制限されることがあり、買い戻される受益証券の価格および買い戻されずに残存する受益証券の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。

ファンドの受益者または投資者がファンドの相当数の受益証券の買戻しを請求した場合、取締役は、ファンドに制限を設け、将来の買戻数を制限するか、またはその他著しく縮小した資産規模でファンドを継続するよりもファンドを終了することを決定することがある。早期にファンドを終了する決定がなされた場合、ファンドのリターン、ひいてはファンドの受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクおよびカウンターパーティ（相手方）リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行しないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための手続が実施されている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の両方を評価する。承認された相手方の信用リスクはその後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

ポートフォリオ、およびポートフォリオが投資するマスター・サブ・ファンドは、受託会社の破綻、管理、清算または債権者からのその他の法的保護（以下、「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

- () 受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
- () 受託会社がファンドと合意している手続（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
- () 信託に保管されている有価証券のうち適切に分離されていないために受託会社側で識別がなされていない有価証券（以下、「信託資産」という。）、または受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の一部もしくはすべての損失
- () 受託会社による不適切な口座管理に起因する、またはインソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む、関連する信託資産および/もしくは顧客資金の識別および譲渡の過程に起因する資産の一部もしくはすべての損失
- () 残高譲渡の受領および関連資産に対する支配の回復が長期的に遅延することに起因する損失

インソルベンシーは、ポートフォリオの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより、管理会社の取締役がNAVの計算および受益証券の取引を一時的に停止させる可能性がある。

2020年6月30日および2019年12月31日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、集団投資スキームへの投資およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

報告日現在における信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下のとおりである。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド	2020年6月30日	2019年12月31日
資産	米ドル	米ドル
集団投資スキーム	406,449,323	393,623,251
未収収益	111,063	570,593
その他の資産	5,824	-
資産合計	406,566,210	394,193,844

以下の表は、2020年6月30日および2019年12月31日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体を示している。

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド		2020年6月30日	2019年12月31日
名称	関係	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド - X ディストリビューション・クラス ¹	集団投資スキーム	100.03%	99.96%

¹ ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)の関係ファンド

(d) 追加的リスク

() 集中リスク

ポートフォリオは限られた数の投資および投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が限られることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引の処理手続および決済ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ(訳者注:原文のページ)に記載されているファンドのサービス提供会社(副保管会社を含む)は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社によって定期的に行われる。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資を行う特定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上される。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対するファンドの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ポートフォリオに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、NAVはファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資家に不利な影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

12. 現金および当座借越

2020年6月30日および2019年12月31日現在、現金および当座借越は発生していなかった。

13. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS第102号セクション7「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

14．ポートフォリオ変動計算書

「ポートフォリオの重大な変動」は、期中において購入価額合計の1%を超えた有価証券の購入額総計、および売却価額合計の1%を超えた売却額総計を反映している。「ポートフォリオの重大な変動」は、23ページ（訳者注：原文のページ）に記載されている。

15．ソフト・コミッション

ポートフォリオは、2020年6月30日および2019年6月30日終了期間において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約も締結していない他、調査および/または取引に関するコミッションの支払いもなかった。

16．英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2019年6月28日に発行された。

17．偶発債務

2020年6月30日および2019年12月31日現在、偶発債務はなかった。

18．当期中の重要な事象

当期において、COVID-19のパンデミックの結果、世界の市場ではあらゆる金融商品のボラティリティが大幅に増加した。当期において、ファンドは重要な運用上の混乱に陥っておらず、サービス提供会社は従業員の大部分のリモートワークを可能にする事業継続計画を発動させ、ファンドが引き続き期待通りに機能できるように努めている。状況は積極的に監視されており、ファンドの運用の変更に関連する重要な進展があれば、投資家に伝えられる。

ヒューゴ・マクニール氏は、2020年3月9日付で管理会社の取締役会から退任した。

ニック・フィリップス氏は、2020年8月7日付で管理会社の取締役会メンバーに任命された。

2020年6月30日終了期間において、ファンドに影響を与える重要な事象は他に発生しなかった。

19．後発事象

2020年6月30日以降、ファンドに影響を与える後発事象は発生しなかった。

20．補償

管理会社は、ファンドに代わり、さまざまな補償を含む契約を締結することがある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドには過去において、当該契約に従った請求または損失はなかった。

21．関連当事者取引

アイルランド中央銀行のUCITS規則第2部10章43(1)条に従い、ファンドがプロモーター、管理会社、受託会社、投資顧問会社および/またはこれらの企業の関係会社もしくはグループ会社（以下「関連当事者」という。）と行う取引は、独立企業間取引として交渉されたように実施しなければならない。かかる取引は、受益者の利益を最優先にしなければならない。

管理会社の取締役会は、（ ）上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されていることを確かめるための取決めが整備されている（文書化された手続による証拠がある）こと、および（ ）期中に実施された関連当事者との取引がこれらの義務を遵守していたことを確認している。

22．財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2020年8月17日に本未監査中間財務書類を承認した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)のサブ・ファンド
 投資有価証券明細表
 2020年6月30日現在

保有高	銘柄	利回り(a)	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	公認の取引所への上場が認められている または規制市場で取引されている譲渡性 のある有価証券			
	UCITS 集団投資スキーム			
406,449,323	ゴールドマン・サックスUS\$トレジャ リー・リキッド・リザーブズ・ファンド - X ディストリビューション・クラス(b) (c)(d)(e)	0.33%	406,449,323	100.03
	UCITS 集団投資スキーム合計		406,449,323	100.03
	投資有価証券 - 買建合計		406,449,323	100.03
	投資合計			
	UCITS 集団投資スキーム		406,449,323	100.03
	その他の資産および負債		(124,590)	(0.03)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産		406,324,733	100.00

(a) ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの金利は、2020年6月30日現在の実効利
回りを表している。

(b) ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト(アイルランド)の関係ファンド。

(c) ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの投資顧問報酬が発生
しない証券クラスに投資されている。

(d) 資産合計の99.89%に相当する。

(e) ポートフォリオはアイルランド籍である。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

(参考情報：以下はファンドのマスター・サブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋である。)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書(未監査)

2020年6月30日現在

ゴールドマン・サックス
US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・
ファンド
2020年6月30日

	米ドル	千円
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	63,188,459,502	6,609,512,864
現金	-	-
ブローカーに対する債権	-	-
投資売却未収金	135,784,927	14,203,103
投資証券販売未収金	35,989,017	3,764,451
未収収益	21,099,855	2,207,045
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	3,741,687	391,380
その他の資産	3,581	375
流動資産合計	63,385,078,569	6,630,079,218
流動負債		
銀行当座借越	8,015,122	838,382
未払収益	38,069,733	3,982,094
前受申込金	-	-
投資証券買戻未払金	26,000,000	2,719,600
未払配当金	7,761,114	811,813
投資購入未払金	835,195,485	87,361,448
未払投資運用報酬	40,380,172	4,223,766
未払管理会社報酬	487,001	50,940
未払管理事務代行報酬	755,989	79,076
未払受託報酬および費用	813,163	85,057
未払販売報酬	115,094	12,039
未払名義書換事務代行報酬	48,661	5,090
未払監査報酬	8,331	871
未払取締役報酬	12,669	1,325
未払弁護士報酬	-	-
未払保険料	208,966	21,858
未払印刷費	22,550	2,359
その他の負債	273,786	28,638
流動負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)	958,167,836	100,224,356
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	62,426,910,733	6,529,854,863

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2019年12月31日現在

ゴールドマン・サックス
 US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・
 ファンド
 2019年12月31日

	米ドル	千円
資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	39,773,519,479	4,160,310,138
現金	2,464,297,323	257,765,500
投資売却未収金	871,963,339	91,207,365
投資証券販売未収金	-	-
未収収益	40,479,511	4,234,157
未収投資運用報酬放棄額および未収払戻費用	1,148,261	120,108
その他の資産	474	50
資産合計	43,151,408,387	4,513,637,317
負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
銀行当座借越	-	-
ブローカーに対する債務	-	-
未払収益	12,187,538	1,274,816
前受申込金	-	-
未払配当金	45,823,981	4,793,188
投資購入未払金	2,154,208,516	225,330,211
未払投資運用報酬	11,220,928	1,173,709
未払管理会社報酬	582,766	60,957
未払管理事務代行報酬	464,891	48,628
未払受託報酬	608,885	63,689
未払販売報酬	190,973	19,976
未払名義書換事務代行報酬	114,664	11,994
未払監査報酬	15,938	1,667
未払取締役報酬	6,455	675
未払弁護士報酬	10,040	1,050
未払保険料	152,801	15,983
未払印刷費	5,973	625
その他の負債	140,116	14,656
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)	2,225,734,465	232,811,825
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	40,925,673,922	4,280,825,492

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書（未監査）

2020年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス U S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファ ンド 2020年6月30日	
	米ドル	千円
収益		
受取利息	143,836,720	15,045,321
レボ取引受取利息	40,833,738	4,271,209
正味実現投資損失	-	-
未実現投資利益 / (損失) の純変動額	-	-
投資純収益	184,670,458	19,316,530
マイナスの利回りに係る費用	8,450,645	883,937
費用		
投資運用報酬	46,034,867	4,815,247
管理会社報酬	2,378,728	248,815
管理事務代行報酬	757,454	79,230
受託報酬および費用	880,768	92,128
販売報酬	891,543	93,255
名義書換事務代行報酬	99,216	10,378
監査報酬	7,455	780
取締役報酬	6,215	650
弁護士報酬	6,635	694
保険料	56,165	5,875
印刷費	22,198	2,322
その他の費用	238,610	24,959
費用合計	51,379,854	5,374,333
控除：投資運用報酬放棄額 / 払戻額	(4,312,517)	(451,089)
運用費用合計	47,067,337	4,923,243
運用による純利益	129,152,476	13,509,349
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(128,583,738)	(13,449,859)
財務費用合計	(128,583,738)	(13,449,859)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	568,738	59,490

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書（未監査）

2019年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス U S \$ トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファ ンド 2019年6月30日	
	米ドル	千円
収益		
受取利息	142,902,611	14,947,613
レボ取引受取利息	257,682,186	26,953,557
正味実現投資利益 / (損失)	-	-
未実現投資利益の純変動額	-	-
NAV安定化メカニズムにより留保した収益	-	-
投資純収益	400,584,797	41,901,170
マイナスの利回りに係る費用	3,978,399	416,141
費用		
投資運用報酬	30,782,923	3,219,894
管理会社報酬	1,606,398	168,029
管理事務代行報酬	537,056	56,176
受託報酬および費用	808,543	84,574
販売報酬	1,096,923	114,738
名義書換事務代行報酬	96,480	10,092
監査報酬	9,149	957
取締役報酬	8,118	849
弁護士報酬	9,111	953
保険料	54,635	5,715
印刷費	11,889	1,244
その他の費用	161,835	16,928
費用合計	35,183,060	3,680,148
控除：投資運用報酬放棄額 / 払戻額	(3,177,282)	(332,344)
運用費用合計	32,005,778	3,347,804
運用による純利益	364,600,620	38,137,225
財務費用		
買戻可能参加受益証券保有者への配当金	(361,732,591)	(37,837,229)
財務費用合計	(361,732,591)	(37,837,229)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	2,868,029	299,996

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書（未監査）

2020年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファ ンド 2020年6月30日	
	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	40,925,673,922	4,280,825,492
買戻可能参加受益証券発行受取額	207,311,321,103	21,684,764,187
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(185,810,653,030)	(19,435,794,307)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	568,738	59,490
為替換算調整額	-	-
	21,501,236,811	2,249,029,370
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	62,426,910,733	6,529,854,863

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書（未監査）
2019年6月30日終了期間

	ゴールドマン・サックス US\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファ ンド 2019年6月30日	
	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	35,842,566,007	3,749,132,404
買戻可能参加受益証券発行受取額	147,514,182,747	15,429,983,515
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(151,263,561,512)	(15,822,168,534)
NAV安定化メカニズムに起因する受益証券の取消	-	-
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	2,868,029	299,996
為替換算調整額	-	-
	(3,746,510,736)	(391,885,023)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	32,096,055,271	3,357,247,381

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)
 2020年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値(c) 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
政府発行債					
95,800,000	United States Cash Management Bill	0.133%	08/09/2020	95,775,523	0.15
1,543,100,000	United States Cash Management Bill	0.189%	15/09/2020	1,542,484,151	2.47
147,700,000	United States Cash Management Bill	0.175%	22/09/2020	147,640,407	0.24
330,700,000	United States Cash Management Bill	0.176%	29/09/2020	330,554,490	0.53
2,822,900,000	United States Cash Management Bill	0.146%	06/10/2020	2,821,792,579	4.52
800,400,000	United States Cash Management Bill	0.148%	13/10/2020	800,057,321	1.28
18,300,000	United States Cash Management Bill	0.145%	20/10/2020	18,291,818	0.03
581,700,000	United States Cash Management Bill	0.170%	03/11/2020	581,357,523	0.93
1,131,600,000	United States Cash Management Bill	0.184%	24/11/2020	1,130,753,946	1.81
425,000,000	United States Cash Management Bill	0.165%	01/12/2020	424,701,969	0.68
1,497,000,000	United States Treasury Bill	0.096%	02/07/2020	1,496,996,002	2.40
529,300,000	United States Treasury Bill	0.100%	07/07/2020	529,291,178	0.85
531,500,000	United States Treasury Bill	0.119%	09/07/2020	531,485,965	0.85
5,832,000,000	United States Treasury Bill	0.129%	14/07/2020	5,831,728,371	9.34
170,300,000	United States Treasury Bill	0.131%	16/07/2020	170,290,697	0.27
1,402,600,000	United States Treasury Bill	0.118%	21/07/2020	1,402,508,024	2.25
396,300,000	United States Treasury Bill	0.162%	23/07/2020	396,260,675	0.63
1,693,100,000	United States Treasury Bill	0.110%	28/07/2020	1,692,959,891	2.71
6,004,500,000	United States Treasury Bill	0.143%	30/07/2020	6,003,809,767	9.62
1,172,900,000	United States Treasury Bill	0.147%	04/08/2020	1,172,737,462	1.88
2,951,000,000	United States Treasury Bill	0.124%	06/08/2020	2,950,634,463	4.73
1,522,800,000	United States Treasury Bill	0.156%	11/08/2020	1,522,530,303	2.44
135,800,000	United States Treasury Bill	0.127%	13/08/2020	135,779,404	0.22
253,500,000	United States Treasury Bill	0.135%	18/08/2020	253,454,465	0.41
1,303,800,000	United States Treasury Bill	0.128%	20/08/2020	1,303,567,739	2.09
474,000,000	United States Treasury Bill	0.139%	25/08/2020	473,899,190	0.76
3,029,300,000	United States Treasury Bill	0.877%	03/09/2020	3,024,578,869	4.84
117,600,000	United States Treasury Bill	0.133%	17/09/2020	117,566,207	0.19
428,600,000	United States Treasury Bill	0.147%	24/09/2020	428,450,976	0.69
560,000,000	United States Treasury Bill	0.184%	08/10/2020	559,716,120	0.90
972,000,000	United States Treasury Bill	0.177%	15/10/2020	971,492,472	1.56
1,050,000,000	United States Treasury Bill	0.155%	22/10/2020	1,049,489,146	1.68
22,400,000	United States Treasury Bill	0.155%	29/10/2020	22,388,427	0.03
444,500,000	United States Treasury Bill	0.130%	05/11/2020	444,296,148	0.71
1,800,000,000	United States Treasury Bill	0.185%	17/12/2020	1,798,436,746	2.88
1,410,000,000	United States Treasury Bill	0.175%	24/12/2020	1,408,793,670	2.26
700,000,000	United States Treasury Bill - WI Post Auction	0.164%	31/12/2020	699,416,081	1.12
4,891,200,500	United States Treasury Floating Rate Note	0.282%	31/07/2020	4,890,836,389	7.83
3,841,200,000	United States Treasury Floating Rate Note	0.255%	31/10/2020	3,840,420,900	6.15
1,185,400,000	United States Treasury Floating Rate Note	0.243%	31/01/2021	1,185,558,661	1.90
1,088,200,000	United States Treasury Floating Rate Note	0.193%	30/04/2021	1,089,075,367	1.74
政府発行債合計				55,291,859,502	88.57
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				55,291,859,502	88.57

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)(続き)

2020年6月30日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	公正価値(c) 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券					
三者間レポ取引					
800,000,000	Bank of Nova Scotia Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	800,000,000	1.28
480,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	480,000,000	0.77
100,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	100,000,000	0.16
500,000,000	BNP Paribas Repo ^(e)	0.090%	01/07/2020	500,000,000	0.80
1,850,000,000	BNP Paribas Repo ^(d)	0.090%	07/07/2020	1,850,000,000	2.97
181,400,000	BofA Securities Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	181,400,000	0.29
100,000,000	BofA Securities Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	100,000,000	0.16
585,200,000	Citigroup Global Markets Inc Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	585,200,000	0.94
750,000,000	Citigroup Global Markets Inc Repo ^(d)	0.100%	01/07/2020	750,000,000	1.20
150,000,000	Credit Agricole Corporate and Investment Bank Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	150,000,000	0.24
300,000,000	HSBC Securities (USA) Inc Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	300,000,000	0.48
600,000,000	MUFG Securities (Canada) Ltd Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	600,000,000	0.96
500,000,000	Nomura Securities Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	500,000,000	0.80
500,000,000	Standard Chartered Bank Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	500,000,000	0.80
500,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corp Repo ^(d)	0.070%	01/07/2020	500,000,000	0.80
三者間レポ取引合計				7,896,600,000	12.65
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券合計				7,896,600,000	12.65
投資有価証券合計				63,188,459,502	101.22

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)(続き)
 2020年6月30日現在

投資合計	公正価値(c) 米ドル		公正価値(c) 米ドル	
	2020年6月30日現在	2020年6月30日現在	2019年12月31日現在	2019年12月31日現在
政府発行債合計	55,291,859,502	88.57	29,180,519,479	71.30
三者間レボ取引合計	7,896,600,000	12.65	10,593,000,000	25.88
その他の資産および負債	(761,548,769)	(1.22)	1,152,154,443	2.82
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	62,426,910,733	100.00	40,925,673,922	100.00

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、または変動利付証券については現行の金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表しており、1年を360日として計算されている。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、または各有価証券の法定償還日のいずれかを表している。
- (c) 満期までの残存日数が75日以内または時価評価額との乖離が10bps未満の有価証券は、償却原価で評価される。
- (d) 三者間担保代理人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンである。
- (e) バンク・オブ・ニューヨーク・メロンにおいて保管されている。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

授權資本金は、一株当たり1ユーロの普通株式1,000億株に分割される1,000億ユーロおよび一株当たり1米ドルの普通株式1,000億株に分割される1,000億米ドルである。2020年7月末日現在、払込済資本金は2,500万米ドル(約26.15億円)および2ユーロ(約248円)であり、発行済口数は25,000,002口である。

(注)ユーロの円貨換算は、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.13円)による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド(以下「管理会社」という。)は2018年3月20日に設立され、アイルランド中央銀行により、2011年欧州共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(改正済)(UCITS規則)に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)の指定された管理会社としての業務、また、米ドル・ポートフォリオに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者(オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される)としての業務を行う。

管理会社はファンドおよび米ドル・ポートフォリオの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細はファンドの英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、米ドル・ポートフォリオに関する投資運用業務をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「投資顧問会社」という。)に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シー(以下「評価会社」という。)のグループに、一定の管理事務業務をBNYメロン・ファンド・サービス(アイルランド)デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)に、一定の登録および名義書換事務業務をRBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド(登録・名義書換事務代行会社)に、一定の販売業務を副販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督および指示のもと、米ドル・ポートフォリオの投資目的および投資方針に従い、米ドル・ポートフォリオの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

管理会社は、管理事務代行会社が特定の証券や商品の値付けができない場合に、当該証券および商品の「公正価値」を提供する適格者として評価会社を任命している。管理会社は当該業務に対して自身の管理報酬から報酬を支払うことができる。

管理会社は、任命された管理者として、米ドル・ポートフォリオの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。

管理会社、その関係会社、サービス提供会社、およびその役員、取締役、パートナー、メンバー、投資主、代理人、委託先、従業員および臨時従業員(それぞれを「管理会社被補償者」という。)は、ファンドの信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく管理会社の職務の遂行および/または管理会社の権限の行使(投資顧問会社または他の委託先に対する管理会社の職務および権限の一部もしくは全部の委託を含むがこれに限定されない。)からまたはこれに関連して生じる関連ある管理会社被補償者が直接的または間接的に被るまたは負担する訴訟行為、費用、手数料、損失、損害および経費(弁護士の報酬および経費を含む。)を含むがこれらに限定することなく、関連ある管理会社被補償者が負担または被るすべての要求、訴訟行為、係争、損失、損害、負債、費用および経費についてファンドから補償され、免責される。ただし、管理会社または関連する管理会社被補償者に過失、故意による懈怠または詐欺行為があった場合は除く。

故意による懈怠、詐欺行為または過失が存在しない場合、管理会社は、受託会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン S A / N V、ダブリン支店）、ファンド、投資顧問会社またはファンドの受益者に対して、信託証書に基づく管理会社の行為の結果、生じる損失に責任を負わない。

管理会社は、直接的に日本における販売会社として行為するか、一もしくは複数の日本における販売会社を任命することができる。受益証券の販売は、管理会社および日本における販売会社を通じて行われる。日本における販売会社は、管理会社の関係会社である場合もない場合もあり、管理会社によってその裁量により随時任命される。

2020年7月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っていた。

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2020年7月末日現在の数値（推定値を含む。）である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）	
ケイマン	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	3	374,600,178米ドル	
	ヘッジ・ファンド戦略	3	993,415,369米ドル	
アイルランド	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	2	596,963,585米ドル	
	ヘッジ・ファンド戦略	7	1,410,259,039米ドル	
	投資信託		1	888,486,826オーストラリア・ドル
			2	16,928,692,618ユーロ
			3	19,263,387,985英ポンド
			2	1,108,169,056円
			12	109,719,102,146米ドル
ルクセンブルグ	プライベート・エクイティ	19	3,124,092,737米ドル	
	投資信託		8	6,940,644,757ユーロ
			1	32,811,107英ポンド
			2	2,402,246,098円
			1	1,879,658,591ノルウェー・クローネ
			66	48,785,069,096米ドル

(3) その他

本書提出日前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書きの規定を適用して、アイルランドにおける法令に準拠して管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

上記原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランド（PricewaterhouseCoopers, Ireland）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

b．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2020年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド
損益計算書

2019年12月31日終了年度

	注	2019年12月31日終了年度	
		千米ドル	千円
売上		655,099	68,523,355
受取利息および類似収益	4	841	87,969
一般管理費	6	(652,312)	(68,231,835)
営業利益および税引前利益		3,628	379,489
利益にかかる税額	7	(476)	(49,790)
当期利益		3,152	329,699

当社の営業利益は、継続事業から生じたものである。

当社は、上記に表示された当期損益計算書に計上されている損益以外の損益を認識していないため、別個の包括利益計算書を掲載していない。

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド

貸借対照表

2019年12月31日現在

注	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在		
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	
流動資産					
銀行預金および手許現金	45,632	4,773,107	-	-	
債権	9	135,452	14,168,279	25,000	2,615,000
		181,084	18,941,386	25,000	2,615,000
債務：1年以内に期限が到来する金額	10	(152,932)	(15,996,687)	-	-
純流動資産および純資産		28,152	2,944,699	25,000	2,615,000
資本金および準備金					
払込資本金	11	25,000	2,615,000	25,000	2,615,000
利益剰余金		3,152	329,699	-	-
株主持分合計		28,152	2,944,699	25,000	2,615,000

本財務書類は、2020年4月16日に取締役会で承認され、取締役会を代表して以下の取締役により署名された。

(署名)
ジャクリン・オコナー
取締役

(署名)
グレン・ソープ
取締役

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド

株主資本等変動計算書

2019年12月31日終了年度

	払込資本金		利益剰余金		株主持分合計	
	千米ドル	千円	千米ドル	千円	千米ドル	千円
2018年3月20日現在残高	-	-	-	-	-	-
株式発行	25,000	2,615,000	-	-	25,000	2,615,000
2018年12月31日現在残高	25,000	2,615,000	-	-	25,000	2,615,000
当期利益	-	-	3,152	329,699	3,152	329,699
2019年12月31日現在残高	25,000	2,615,000	3,152	329,699	28,152	2,944,699

2019年12月31日終了年度および2018年12月31日終了期間に支払われた配当金はなかった。

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド

財務書類に対する注記 - 2019年12月31日

1. 基本情報

当社は非公開有限責任会社であり、アイルランドにおいて設立され、本拠地としている。その登記上の所在地は、アイルランド、2 ダブリン、セント・ステーブズ・グリーン47-49である。

直接の親会社は、アメリカ合衆国において設立され、本拠地としているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・エルエルシーである。

最終の親会社および連結財務書類が作成されている最小単位かつ最大単位のグループの親会社は、アメリカ合衆国において設立されたザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。その連結財務書類の写しは、アメリカ合衆国、10282 ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200のインベスター・リレーションズ、またはwww.goldmansachs.com/shareholders から入手することができる。

2. 重要な会計方針の要約

a. 作成基準

当社は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計慣行(以下「アイルランドG A A P」という。)に基づき財務書類を作成している。

本財務書類は、継続企業的前提および取得原価主義に基づき、また、財務報告基準第101号「簡易化された開示のフレームワーク」(以下「F R S 第101号」という。)および2014年会社法を含むアイルランドの法律に準拠して作成されている。

F R S 第101号に準拠した本財務書類の作成において、E Uが採用した国際財務報告基準(以下「I F R S」という。)の開示要件から以下の免除規定が適用されている。

- () I F R S 第2号「株式に基づく報酬」第45(b)項および46項から52項。これらの項目はグループ・インクの連結財務書類において開示されている。
- () I F R S 第7号「金融商品：開示」
- () I F R S 第13号「公正価値測定」第91項 - 99項
- () I F R S 第15号「顧客との契約から生じる収益」第110項第2文、ならびに113(a)項、114項、115項、118項、119(a)項から(c)項、120項から127項、および129項
- () I A S 第1号「財務諸表の表示」第79(a)()項に関する比較情報を表示するI A S 第1号「財務諸表の表示」第38項
- () I A S 第1号「財務諸表の表示」第10(f)項、16項および40A - D項
- () I A S 第7号「キャッシュ・フロー計算書」
- () I A S 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」第30項および31項
- () I A S 第24号「関連当事者についての開示」第17項
- () I A S 第24号「関連当事者についての開示」のうちG S グループ内で完全所有されている会社との取引の開示要件

b. 収益認識

当社は、投資運用サービスに関する顧客との契約から稼得した収益をI F R S 第15号に基づき会計処理している。このため、これらのサービスからの収益は、対象取引に関連する履行義務が完了した時点で認識される。

当社が取引の当事者本人である場合、当社は、履行義務の一部または全部を充足するために発生した費用を控除せずに、総額で、顧客との契約からの収益を認識している。当社が顧客にサービスを提供する主たる義務を負っている場合、当社は取引の当事者本人である。当社は、履行義務を自ら充足することもあれば、他のG S グループ会社に当社に代わって履行義務の一部または全部を充足させることもある。こうした収益は売上に認識され、発生した費用は一般管理費に認識される。

売上は、管理会社報酬、およびポートフォリオの管理などのサービスの提供の本人であるが、最終的には当該サービスの提供を再委託する取決めに関連した収益を表す。売上は、関連サービスが提供される期間にわたって発生主義で認識される。

c. 配当金

最終配当金は、負債として認識され、配当金が当社の株主によって承認された期間において株主持分から減額される。期中配当金は、支払時に認識され、株主持分から減額される。

d. 外貨

当社の財務書類は、当社の機能通貨でもある米ドルで表示されている。

外貨建て取引は、取引発生日における為替レートにより米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の為替レートにより米ドルに換算される。為替差損益は損益計算書に認識される。

e. 銀行預金および手許現金

この項目には、銀行預金および手許現金、ならびに通常の事業過程において保有されている流動性の高い預金が含まれる。

f. 金融資産および金融負債

() 認識および認識の中止

金融資産および金融負債は、金融商品の契約条項の当事者になった時点で認識される。

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社が当該金融資産を譲渡し、a) 当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しているか、またはb) 当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしておらず、当社が支配を保持していない場合に、認識が中止される。金融負債は、当該金融負債が消滅した場合(すなわち、契約中に特定された債務が免責された場合、取り消された場合または失効した場合)にのみ、認識が中止される。

() 分類および測定

当社は、金融資産の管理に関する当社の事業モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づき、金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類している。事業モデルは、当社が将来キャッシュ・フローを生み出すために特定の資産グループをどのように管理しているのかを反映している。契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有する事業モデルの場合、当社はその後、当該キャッシュ・フローが元本および利息の支払のみを表しているかどうかを評価する。

契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有され、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみを表す金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定すると指定されていない限り、償却原価で測定する。当社は、キャッシュ・フローが基本的な融資の取決めを表しているかどうかを検討し、契約条件によって、基本的な融資の取決めと整合しないリスクまたはボラティリティに対するエクスポージャーがもたらされる場合、当該金融資産は、純損益を通じて公正価値で分類および測定される。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定され、実効金利法を用いて償却原価で事後測定される。実効金利法とは、金融商品の償却原価を算定し、関連期間にわたって受取利息を配分する方法である。実効金利とは、金融資産の予想残存期間または適切な場合にはよりも短い期間を通じて、将来の現金受取額の見積りを当該金融資産の正味帳簿価額まで正確に割り引く率である。実効金利を計算する際に、当社は当該金融資産のすべての契約条件を考慮してキャッシュ・フローを見積っているが、将来の信用損失は考慮していない。すべての金融収益は損益計算書に認識される。

当社は、金融負債を償却原価で測定する金融負債に分類している。この分類は当初認識時に決定されるが、当該金融商品が取得または組成された目的に応じて行われる。

償却原価で測定する金融負債は、公正価値に取引コストを加算した金額で当初認識され、実効金利法を用いて償却原価で事後測定される(上記参照)。発行時に認められた割引を含む金融費用は、損益計算書に計上される。

()金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、以下の場合に相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

()現在、認識された金額を相殺する法的に強制可能な権利を有しており、かつ

()当該資産と当該負債を純額で決済するか、または当該資産の実現と当該負債の決済を同時に行うことを意図している。

これらの条件が満たされない場合は、金融資産および金融負債は貸借対照表に総額で表示される。

g. 当期税金および繰延税金

当年度の税金費用は、当期税金および繰延税金で構成されている。税金は損益計算書に認識される。

当期税金は、当社が営業活動を行い課税所得を得た国にて貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税法に基づき計算される。

繰延税金は、将来においてより多くの税金を支払う義務またはより少ない税金を支払う権利をもたらす取引または事象が貸借対照表日までに発生した場合、発生済みで同日現在において解消していないすべての一時差異に関して認識される。ただし、以下の場合を例外とする。

()繰延税金資産は、対象となる一時差異の将来における解消を控除できる適切な課税所得がある可能性が50%超であると取締役が考えている範囲でのみ認識される。

()繰延税金は、割引前の金額を基礎として、貸借対照表日現在において制定または実質的に制定されている税率および税法に基づき、一時差異が解消する期間に適用が予想される税率を用いて測定される。

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成において、経営者は、財務書類に認識される金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが求められる。見積りの性質により、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。経営者は、本財務書類に認識されている金額に重大な影響を及ぼす判断はなかったと考えている。

4. 受取利息および類似収益

2019年12月31日

終了年度

千米ドル

翌日物預金に係る利息

841

841

5. 取締役報酬

当社の取締役報酬は以下の表のとおりである。

	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル
報酬総額：	
適格サービスに対して	939
	939

上記の金額は、4名の執行権のない取締役および2名の執行権を有する取締役に支払われた報酬に関連している。確定拠出制度に関して4名の取締役に対して当社が行った拠出は、28,200米ドルであった。

2018年12月31日終了期間において当社から報酬を受領した取締役はおらず、確定給付または確定拠出の年金制度に基づき当社が行った拠出はなかった。

6. 一般管理費

	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル
再委託した業務に関してグループ会社によって請求される報酬	521,747
再委託した業務に関してグループ外の当事者によって請求される報酬	28,973
ブローカー、清算および販売報酬	83,967
グループ会社によって請求される管理報酬（注記 a 参照）	13,976
直接人件費	1,680
その他の費用	1,969
	652,312

a. グループ会社によって請求される管理報酬は、営業および管理サポート、ならびにグループ会社による管理サービスに関連している。

当期の監査人報酬20,000ユーロ（費用を含み、VATを除く）は、その他の費用に含まれており、当社の財務書類監査に関連している。法定監査人は、当期において、税務助言業務に対しても14,000ユーロを受領した。その他に提供された業務はなかった。

7. 利益にかかる税額

a. 当期費用の内訳

	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル
当期税金	
アイルランド法人税（12.5%）	485
経常的な事業活動からの利益にかかる税金費用 （注記6(b)参照）	485
繰延税金	
その他の一時差異	(9)
繰延税金合計（注記7参照）	(9)
経常的な事業活動からの利益にかかる税額合計	476

b. 当期税金費用に影響を及ぼす要因

	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル
経常的な事業活動からの税引前利益	3,628
経常的な事業活動からの利益にアイルランド法人税の標準税率 （12.5%）を乗じた額	453
永久差異	7
為替差額	16
当期税金費用	476

c. 将来の税金費用に影響を及ぼす可能性のある要因

アイルランド法人税の標準税率は税引前利益の12.5%である。

8. 繰延税金：一時差異の発生および解消

	2019年12月31日 終了年度
	千米ドル
繰延税金残高の内訳：	
その他の一時差異	(9)
	(9)
繰延税金残高の増減は以下のとおりであった。	
2018年12月31日現在	-
当期損益計算書への / からの振替	(9)
2019年12月31日現在	(9)

9. 債権

債権は、すべて貸借対照表日から1年以内に期限が到来するが、その内訳は以下のとおりである。

	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
	千米ドル	千米ドル
顧客に対する債権	129,381	-
グループ会社に対する債権	5,989	25,000
その他の債権	73	-
繰延税金	9	-
	135,452	25,000

10. 債務：1年以内に期限が到来する金額

	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
	千米ドル	千米ドル
グループ会社に対する債務	113,222	-
未払費用	39,244	-
未払法人税	466	-
	152,932	-

11. 資本金

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	株式数	千米ドル	株式数	千米ドル
<u>割当済、請求済および全額払込済</u>				
額面 1 米ドルの普通株式	25,000,000	25,000	25,000,000	25,000
額面 1 ユーロの普通株式	2	-	2	-

2018年12月19日、当社は、直接の親会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・エルエルシーに対して、1米ドルの普通株式25,000,000株を額面で発行した。

12. 財務コミットメントおよび偶発債務

当社には、期末現在において、財務コミットメントまたは偶発債務はなかった（2018年12月31日現在：ゼロ米ドル）。

13. 後発事象

2020年3月9日に、ヒューゴ・マクニール氏は当社の取締役を退任した。

貸借対照表日以降、コロナウィルス（COVID - 19）の世界的な大流行が発生し、これによって、アイルランドを含む世界中で金融市場および通常パターンの事業活動に広範囲にわたる混乱が生じている。現在進展している状況を鑑み、COVID - 19が当社に及ぼす財務上の影響を現時点で見積もることはできない。

COVID - 19は修正を要しない事象であるため、その決算日以降の影響は、当社の2019年12月31日現在の資産および負債の認識および測定において考慮されていない。

14. 金融リスク管理および資本管理

当社は、継続的に資本のモニタリングを行っている。当社の目的は、当社のリスク・エクスポージャーと比較して、その資本基盤の金額および構成の観点から健全な自己資本を維持することである。自己資本の適切な水準および構成は、当社の現在および将来における規制上の自己資本要件、当社の資本計画の結果、ならびに金融市場における事業環境などのその他の要因を含む様々な要因によって決定される。

2019年度において、当社はアイルランド中央銀行が定めた自己資本要件を遵守していた。

取締役は、当社の金融リスクの中で最も重要な要素は市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクであると考えている。当社は、グローバル・グループの一員として、グローバルのリスク方針および手続を順守している。

a．市場リスク

市場リスクとは、市況の変化に伴い当社の金融資産および金融負債の価値に損失が生じるリスクである。リスクは、強力な全社的監督ならびに当社の事業全般にわたる独立した統制およびサポート機能を通じて、モニタリングおよび管理される。当社に関連する市場リスクは、金利リスクおよび通貨リスクである。

金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率、金利のボラティリティならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる。

通貨リスクは、直物価格、先渡価格および為替レートのボラティリティの変動から生じる。

当社は、当社の状況に適切な範囲で、経済的ヘッジを設定することにより、GSグループのリスク管理方針の一環として、金利リスクおよび通貨リスクを管理している。

b．信用リスク

信用リスクとは、取引相手先の債務不履行または信用度の悪化に伴い損失を被る可能性を表している。信用リスクは、取引相手先の信用度のレビュー、また該当する場合には、資産に対する対象担保の見直しによって管理されている。当社の信用エクスポージャーは、以下のとおりである。

銀行預金および手許預金 銀行預金および手許預金には、有利子預金と無利子預金の両方が含まれている。損失リスクを軽減するために、当社は、預金の実質的にすべてを高格付の銀行に預け入れている。

債権 当社は、顧客に対する債権およびグループ会社に対する債権からの信用リスクにさらされている。投資ファンドからの報酬は、ファンドのAUMから決済されるが、その信用リスクは僅少であると考えられている。

c．流動性リスク

流動性リスクとは、期限が到来した際に取引相手先に支払を行うための十分な現金または担保を当社が保有していないというリスクである。当社は、当社特有とより広範な業界または市場との両方の流動性事象に対応するために、流動性および資金調達に関するGSグループの包括的かつ保守的な方針に従って、流動性リスクを管理している。

15．財務書類の承認

本財務書類は、2020年4月16日に取締役会によって承認された。

(2) 損益の状況

損益計算書については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目の記載を参照のこと。

[次へ](#)

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**PROFIT AND LOSS ACCOUNT****for the year ended 31 December 2019**

	Note	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Turnover		655,099
Interest receivable and similar income	4	841
Administrative expenses	6	(652,312)
OPERATING PROFIT AND PROFIT BEFORE TAXATION		3,628
Tax on profit	7	(476)
PROFIT FOR THE FINANCIAL YEAR		3,152

The operating profits of the company are derived from continuing operations.

The company has no recognised gains and losses other than those included in the profit and loss account for the year shown above and therefore no separate statement of comprehensive income has been presented.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**BALANCE SHEET****as at 31 December 2019**

	Note	31 December 2019 US\$'000	31 December 2018 US\$'000
CURRENT ASSETS			
Cash at bank and in hand		45,632	-
Debtors	9	135,452	25,000
		181,084	25,000
CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR			
	10	(152,932)	-
NET CURRENT ASSETS AND NET ASSETS		28,152	25,000
CAPITAL AND RESERVES			
Called up share capital	11	25,000	25,000
Profit and loss account		3,152	-
TOTAL SHAREHOLDER'S FUNDS		28,152	25,000

The financial statements were approved by the Board of Directors on 16 April 2020 and signed on its behalf by:


Jacqueline O'Connor
Director


Glenn Thorpe
Director

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY****for the year ended 31 December 2019**

	Called up share capital	Profit and loss account	Total shareholders' funds
	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Balance at 20 March 2018	-	-	-
Issue of shares	25,000	-	25,000
Balance at 31 December 2018	25,000	-	25,000
Profit for the financial period	-	3,152	3,152
Balance at 31 December 2019	25,000	3,152	28,152

No dividends were paid for the year ended 31 December 2019 or the period ended 31 December 2018.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2019****1. GENERAL INFORMATION**

The company is a private limited company and is incorporated and domiciled in Ireland. The address of its registered office is 47-49 St. Stephen's Green, Dublin 2, Ireland.

The immediate parent undertaking is Goldman Sachs Asset Management International Holdings L.L.C., a company incorporated and domiciled in the United States of America.

The ultimate parent undertaking and the parent company of the smallest and largest group for which consolidated financial statements are prepared is The Goldman Sachs Group, Inc., a company incorporated in the United States of America. Copies of its consolidated financial statements can be obtained from Investor Relations, 200 West Street, New York, NY 10282, United States of America, or at www.goldmansachs.com/shareholders.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES**a. Basis of preparation**

The company prepares financial statements under Irish Generally Accepted Accounting Practices (Irish GAAP).

The financial statements have been prepared on the going concern basis, under the historical cost convention, and in accordance with Financial Reporting Standard 101 Reduced Disclosure Framework (FRS 101) and Irish law, including the Companies Act 2014.

The following exemptions from the disclosure requirements of International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the E.U. have been applied in the preparation of these financial statements in accordance with FRS 101:

- (i) IFRS 2 'Share-based Payment' paragraph 45(b) and 46 to 52. These disclosures are provided in the consolidated financial statements of Group Inc.;
- (ii) IFRS 7 'Financial Instruments: Disclosures';
- (iii) IFRS 13 'Fair Value Measurement' paragraphs 91-99;
- (iv) IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' second sentence of paragraph 110 and paragraphs 113(a), 114, 115, 118, 119(a) to (c), 120 to 127 and 129;
- (v) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraph 38 to present comparative information in respect of IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraph 79(a)(iv);
- (vi) IAS 1 'Presentation of Financial Statements' paragraphs 10(f), 16, and 40A-D;
- (vii) IAS 7 'Statement of Cash Flows';
- (viii) IAS 8 'Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors' paragraphs 30 and 31;
- (ix) IAS 24 'Related Party Disclosures' paragraph 17; and
- (x) IAS 24 'Related Party Disclosures' requirements to disclose transactions with companies also wholly owned within GS Group.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2019****2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****b. Revenue recognition**

The company accounts for revenues earned from contracts with clients for investment management services under IFRS 15. As such, revenues from these services are recognised when performance obligations related to the underlying transactions are completed.

If the company is principal to the transaction, the company recognises revenue on contracts with clients, gross of expenses incurred to satisfy some or all of its performance obligations. The company is principal to the transaction if it has the primary obligation to provide the service to the client. The company satisfies the performance obligation by itself, or by engaging other GS Group entities to satisfy some or all of its performance obligations on its behalf. Such revenue is recognised in turnover and expenses incurred are recognised in administrative expenses.

Turnover represents management company fees and revenues associated with arrangement where it is principal to providing services but ultimately sub-delegates provision of these services, such as portfolio management. It is recognised on an accruals basis over the period that the related service is provided.

c. Dividends

Final equity dividends are recognised as a liability and deducted from equity in the period in which the dividends are approved by the company's shareholder. Interim equity dividends are recognised and deducted from equity when paid.

d. Foreign currencies

The company's financial statements are presented in U.S. dollars, which is also the company's functional currency.

Transactions denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling on the date the transaction occurred. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling at the balance sheet date. Foreign exchange gains and losses are recognised in the profit and loss account.

e. Cash at bank and in hand

This includes cash at bank and in hand and highly liquid deposits held in the ordinary course of business.

f. Financial assets and financial liabilities**(i) Recognition and derecognition**

Financial assets and financial liabilities are recognised when the company becomes party to the contractual provisions of the instrument.

A financial asset is derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or if the company transfers the financial asset and either a) substantially all the risk and rewards of ownership, or b) neither transfers nor retains substantially all the risk and rewards of ownership and the company does not retain control of that financial asset. A financial liability is derecognised only when it is extinguished (i.e. when the obligation specified in the contract is discharged, is cancelled or expires).

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2019****2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****f. Financial assets and financial liabilities (continued)****(ii) Classification and measurement**

The company classifies its financial assets as financial assets measured at amortised cost on the basis of both the company's business model for managing financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The business model reflects how the company manages particular groups of assets in order to generate future cash flows. Where the business model is to hold the assets to collect contractual cash flows, the company subsequently assesses whether the cash flows represent solely payments of principal and interest.

Financial assets that are held for the collection of contractual cash flows and have cash flows that represent solely payments of principal and interest are measured at amortised cost, unless they are designated at fair value through profit or loss. The company considers whether the cash flows represent basic lending arrangements and where contractual terms introduce exposure to risk or volatility inconsistent with a basic lending arrangement the financial asset is classified and measured at fair value through profit or loss.

Financial assets at amortised cost are initially measured at fair value plus transaction costs and subsequently at amortised cost using the effective interest method. The effective interest method is a method of calculating the amortised cost of a financial instrument and allocating the interest income over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts through the expected life of the financial asset or, when appropriate, a shorter period to the net carrying amount of the financial asset. When calculating the effective interest rate, the company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial asset but does not consider future credit losses. All finance income is recognised in the profit and loss account.

The company classifies its financial liabilities as financial liabilities measured at amortised cost. The classification, which is determined at initial recognition, depends on the purpose for which they were acquired or originated.

Financial liabilities measured at amortised cost are initially recognised at fair value plus transaction costs and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method (see above). Finance costs, including discounts allowed on issue, are recorded in the profit and loss account.

(iii) Offsetting financial assets and financial liabilities

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the balance sheet where there is:

- (i) Currently a legally enforceable right to set off the recognised amounts; and
- (ii) Intent to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Where these conditions are not met, financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis on the balance sheet.

g. Current and deferred tax

The tax expense for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the profit and loss account.

Current tax is calculated on the basis of the tax laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date in the countries where the company operates and generates taxable income.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2019****2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****g. Current and deferred tax (continued)**

Deferred tax is recognised in respect of all temporary differences that have originated, but not reversed at the balance sheet date, where transactions or events have occurred by that date that will result in an obligation to pay more tax or a right to pay less tax in the further with the following exceptions:

- (i) Deferred tax assets are recognised only to the extent that the directors consider that it is more likely than not that there will be suitable taxable profits from which the future reversal of the underlying temporary differences can be deducted.
- (ii) Deferred tax is measured on an undiscounted basis at the tax rates that are expected to apply in the periods in which temporary differences reverse, based on tax rates and laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS

The preparation of financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in these financial statements. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. In the opinion of management, there were no judgements made that had a significant effect on amounts recognised in the financial statements.

4. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Interest on overnight deposits	841
	841

5. DIRECTORS' EMOLUMENTS

The table below presents the company's director's emoluments:

	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Aggregate emoluments:	
For qualifying services	939
	939

The amounts included above relate to emoluments paid to four non-executive directors and to two executive directors. Company contributions made for four directors in respect of defined contribution schemes were US\$28,200.

The directors did not receive any remuneration from the company in the period ended 31 December 2018 and no contributions were made by the company under defined benefit or defined contribution pension schemes.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2019****6. ADMINISTRATIVE EXPENSES**

	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Fees charged by group undertakings for sub-delegated functions	521,747
Fees charged by external parties for sub-delegated functions	28,973
Brokerage, clearing and distribution fees	83,967
Management fees charged by group undertakings (note a)	13,976
Direct costs of employment	1,680
Other expenses	1,969
	652,312

- a. Management fees charged by group undertakings relate to operational and administrative support, and management services received from group undertakings.

Auditors' remuneration for the current period of €20,000 (including expenses and excluding VAT) is included in other expenses and relates to the audit of the entity financial statements. The statutory auditors also received €14,000 for tax advisory services during the period. There were no other services provided.

7. TAX ON PROFIT**a. Analysis of charge for the period:**

	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Current Tax	
Irish corporation tax at 12.5%	485
Tax charge on profit on ordinary activities (See note 6(b))	485
Deferred tax	
Other timing differences	(9)
Total deferred tax (see note 7)	(9)
Total tax on profit on ordinary activities	476

b. Factors affecting the tax charge for the current period:

	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Profit on ordinary activities before tax	3,628
Profit on ordinary activities at standard Irish corporation tax rate (12.5%)	453
Permanent differences	7
Exchange differences	16
Current tax charge for the period	476

c. Factors that may affect future tax charges:

The standard rate of Irish corporation tax is 12.5% of profit before tax.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2019****8. DEFERRED TAX: ORIGINATION & REVERSAL OF TIMING DIFFERENCES**

	Year ended 31 December 2019 US\$'000
Deferred tax balance comprises:	
Other timing differences	(9)
	<u>(9)</u>
The movements in the deferred tax balance were as follows:	
As at 31 December 2018	-
Transfer to/from the profit and loss account for the period	(9)
As at 31 December 2019	<u>(9)</u>

9. DEBTORS

Debtors, all of which are due within one year of the balance sheet date, comprise:

	31 December 2019 US\$'000	31 December 2018 US\$'000
Amounts due from customers	129,381	-
Amounts due from group undertakings	5,989	25,000
Other debtors	73	-
Deferred tax	9	-
	<u>135,452</u>	<u>25,000</u>

10. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2019 US\$'000	31 December 2018 US\$'000
Amounts due to group undertakings	113,222	-
Accruals	39,244	-
Corporation tax payable	466	-
	<u>152,932</u>	<u>-</u>

11. SHARE CAPITAL

	31 December 2019		31 December 2018	
	No.	US\$'000	No.	US\$'000
<u>Allotted, called up and fully paid</u>				
Ordinary shares of US\$1 each	25,000,000	25,000	25,000,000	25,000
Ordinary shares of €1 each	2	-	2	-

On 19 December 2018, the company issued 25,000,000 ordinary shares of US\$1 at par to Goldman Sachs Asset Management International Holdings L.L.C., the immediate parent undertaking.

12. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

The company had no financial commitments or contingencies outstanding at period end (31 December 2018: US\$ nil).

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2019****13. POST BALANCE SHEET EVENTS**

On 9 March 2020, Mr. Hugo MacNeill resigned as a director of the company.

Since the balance sheet date there has been a global outbreak of a coronavirus disease (COVID-19) which is causing widespread disruption to financial markets and normal patterns of business activity across the world, including in Ireland. In view of its currently evolving nature, it is not currently possible to estimate the financial impact of COVID-19 on the company.

As Covid-19 is a non-adjusting event, its post year end impact has not been taken into account in the recognition and measurement of the company's assets or liabilities at 31 December 2019

14. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT

The company monitors its capital on an ongoing basis. The company's objective is to be prudently capitalised in terms of the amount and composition of its equity base compared to the company's risk exposures. The appropriate level and composition of its equity capital is determined by multiple factors including the company's current and future regulatory capital requirements, the results of the company's capital planning and other factors such as the business environment in the financial markets.

During 2019, the company was in compliance with the capital requirements set by the Central Bank of Ireland.

The directors consider that the most important components of the company's financial risk are market risk, credit risk and liquidity risk. The company, as part of a global group, adheres to global risk management policies and procedures.

a. Market Risk

Market risk is the risk of loss in the value of the company's financial assets and financial liabilities due to changes in market conditions. Risks are monitored and controlled through strong firmwide oversight and independent control and support functions across the company's business. Relevant market risks for the company are interest rate risk and currency risk.

Interest rate risk results from exposures to changes in level, slope and curvature of yield curves, volatilities of interest rates and credit spreads.

Currency risk results from changes in spot prices, forward prices and volatilities in currency rates.

The company manages its interest rate and currency risk as part of GS Group's risk management policy, by establishing economic hedges as appropriate to the circumstances of the company.

b. Credit risk

Credit risk represents the potential for loss due to the default or deterioration in the credit quality of a counterparty. Credit risk is managed by reviewing the credit quality of counterparties and reviewing, if applicable, the underlying collateral against which the assets are secured. The company's credit exposures are:

Cash at bank and in hand – Cash at bank and in hand include both interest-bearing and non-interest-bearing deposits. To mitigate the risk of loss, the company places substantially all of its deposits with highly-rated banks.

Debtors – The company is exposed to credit risk from its amounts due from customers and amounts due from group undertakings. Fees from investment funds are settled from the AUM of the fund, for which the credit risk is considered minimal.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2019**14. FINANCIAL RISK MANAGEMENT AND CAPITAL MANAGEMENT (CONTINUED)****c. Liquidity risk**

Liquidity risk is the risk that the company does not have sufficient cash or collateral to make payments to its counterparties as they fall due. The company manages its liquidity risk in accordance with GS Group's comprehensive and conservative set of liquidity and funding policies to address both company specific and broader industry or market liquidity events.

15. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Board of Directors on 16 April 2020.

() その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

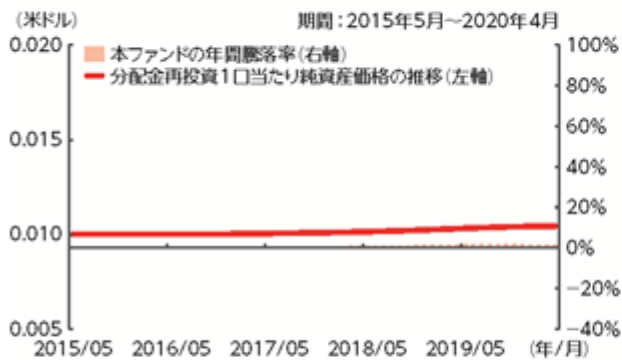
3 投資リスク

(3) リスクに関する参考情報

< 訂正前 >

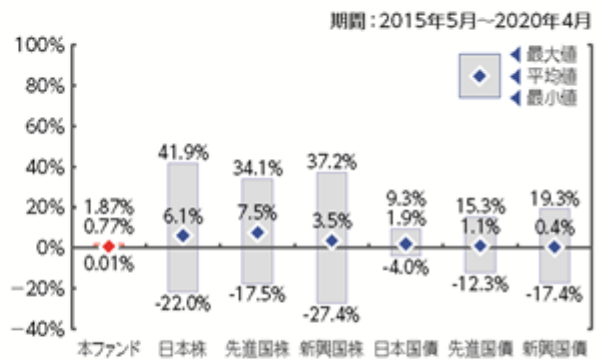
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



●年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

(後略)

< 訂正後 >

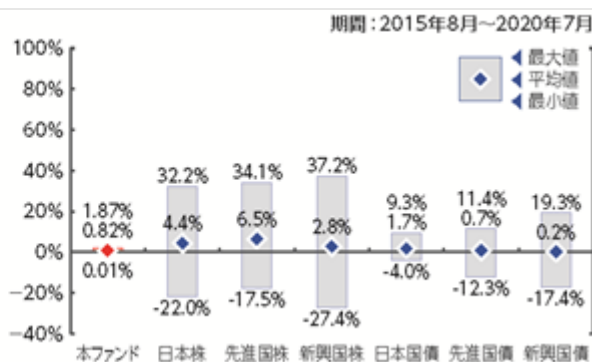
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



● 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



● グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

● 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

(後略)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

(A) 日本

< 訂正前 >

2020年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

2020年6月30日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

< 訂正後 >

2020年9月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

2020年9月30日現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドの
メンバー各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドの財務書類
に対する私どもの意見は、以下のとおりである。

- ・ 2019年12月31日現在の会社の資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度における会社の経営成績について真実かつ公正な概観を提供している。
- ・ アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行（財務報告基準第101号「簡易化された開示のフレームワーク」を含む英国財務報告評議会が公表した会計基準およびアイルランドの法律）に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2014年会社法の規定に準拠して適正に作成されている。

私どもは、取締役報告書および監査済財務書類の中に含まれる財務書類の監査を行った。この財務書類は以下で構成されている。

- ・ 2019年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した事業年度における損益計算書
- ・ 同日に終了した事業年度における株主資本等変動計算書、ならびに
- ・ 重要な会計方針の記載を含む財務書類に対する注記

監査意見の基礎

私どもは、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を実施した。

ISA（アイルランド）のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）の倫理基準を含め、アイルランドにおける財務書類監査に関連する倫理要件に準拠して、会社に対して独立性を保持しており、また、これらの要件に準拠して、その他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

私どもは、I S A (アイルランド) により報告を求められている以下の場合に関して、報告すべき事項はない。

- ・ 取締役が継続企業の前提を使用して財務書類を作成することが適切でない場合
- ・ 財務書類の発行の承認日から少なくとも12ヶ月間において会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような重要な不確実性が識別されているにもかかわらず、取締役が財務書類において開示していない場合

しかし、将来の事象や状況をすべて予測することはできないため、この記述は会社の継続企業として存続する能力を保证するものではない。

その他の記載内容に関する報告

その他の記載内容は、取締役報告書および監査済財務書類のうち、財務書類およびそれに対する私どもの監査報告書以外のすべての情報である。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは、本報告書において明示的に記載されたものを除き、当該その他の記載内容に対して、監査意見またはいかなる形式の保証も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかな重要な相違または重要な虚偽表示を識別した場合、財務書類の重要な虚偽表示またはその他の記載内容の重要な虚偽表示の有無について結論を下すために手続を実施することが求められている。私どもは、実施した手続に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、これらの責任に基づき、報告すべき事項はない。

取締役報告書に関して、私どもは、2014年会社法によって要求される開示内容が含まれているかについても検討した。

I S A (アイルランド) および2014年会社法により、私どもは、上記の責任および監査の過程において行われた作業に基づき、下記の特定の意見および事項についても報告することが求められている。

- ・ 私どもの意見は、監査の過程において行われた作業に基づいており、2019年12月31日に終了した事業年度の取締役報告書に含まれる情報は、本財務書類と整合しており、適用される法的要件に準拠して作成されていると判断した。
- ・ 監査の過程で得られた会社およびその環境に関する知識および理解に基づき、私どもは、取締役報告書にいかなる重要な虚偽表示も識別していない。

財務書類および監査に対する責任

財務書類に対する取締役の責任

4 ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている取締役の責任についての記載に詳述のとおり、取締役は、適用される枠組みに従って財務書類を作成し、それが真実かつ公正な概観を与えていることを担保する責任がある。

取締役はまた、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制について責任を有している。

財務書類を作成するにあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要に応じて、継続企業に関する事項を開示する責任を有しており、また、取締役に会社の清算もしくは営業中止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提を使用する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、私どもの監査意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に対する私どもの責任の詳細は、IAASAのウェブサイト

([https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)

[a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf)) に掲載されている。

この記載は、私どもの監査報告書の一部を形成するものである。

本報告書の利用

監査意見を含む本報告書は、2014年会社法第391条に準拠した集団としての会社のメンバーのためのみ作成されるものであり、その他の目的のためではない。私どもは意見を表明するにあたり、事前に書面で明確に同意している場合を除き、その他の目的に対して責任を負わず、本報告書を閲覧するまたは本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2014年会社法に基づくその他の事項に関する意見

- ・ 私どもは、私どもの監査の目的に必要なと考えるすべての情報および説明を入手した。
- ・ 私どもは、会社の会計記録は本財務書類の容易かつ適切な監査を可能にするのに十分な状態であったと考えている。
- ・ 本財務書類は会計記録と一致している。

その他の例外事項の報告

取締役の報酬および取引

2014年会社法に基づき、私どもは、同法第305条から312条に規定される取締役の報酬および取引に関する開示が行われていなかった場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

ジョナサン・オコーネル

プライスウォーターハウスクーパースを代表して

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン

2020年4月23日

() 上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED

Independent auditors' report to the members of Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited**Report on the audit of the financial statements**

Opinion

In our opinion, Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited's financial statements:

give a true and fair view of the company's assets, liabilities and financial position as at 31 December 2019 and of its profit for the year then ended;

have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 101 "Reduced Disclosure Framework" and Irish law); and

have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

We have audited the financial statements, included within the Report of Directors and Audited Financial Statements, which comprise:

the Balance Sheet as at 31 December 2019;

the Profit and Loss Account for the year then ended;

the Statement of Changes in Equity for the year then ended; and

the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law.

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

We have nothing to report in respect of the following matters in relation to which ISAs (Ireland) require us to report to you where:

the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is not appropriate; or

the directors have not disclosed in the financial statements any identified material uncertainties that may cast significant doubt about the company's ability to continue to adopt the going concern basis of accounting for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this statement is not a guarantee as to the company's ability to continue as a going concern.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Report of Directors and Audited Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Directors' Report, we also considered whether the disclosures required by the Companies Act 2014 have been included.

Based on the responsibilities described above and our work undertaken in the course of the audit, ISAs (Ireland) and the Companies Act 2014 require us to also report certain opinions and matters as described below:

In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Directors' Report for the year ended 31 December 2019 is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Based on our knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we have not identified any material misstatements in the Directors' Report.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Statement of directors' responsibilities set out on page 4, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view.

The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf

This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with section 391 of the Companies Act 2014 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

GOLDMAN SACHS ASSET MANAGEMENT FUND SERVICES LIMITED

Other required reporting

Companies Act 2014 opinions on other matters

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited.

The financial statements are in agreement with the accounting records.

Other exception reporting

Directors' remuneration and transactions

Under the Companies Act 2014 we are required to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by sections 305 to 312 of that Act have not been made. We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Jonathan O'Connell
for and on behalf of PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Statutory Audit Firm
Dublin
23 April 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管しております。